

寒川町告示第129号

寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）第6条の3第3項の規定に基づき、次のとおり指定工事店として指定したので、告示する。

平成30年12月25日

寒川町長 木村俊雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名	指定年月日
第364号	足柄上郡大井町山田672-33	竜馬設備工業	水口 竜弥	平成30年12月25日